

## 国際委員会規程

第1条 「日本農業経済学会会則」第15条に基づき、理事会の下に国際委員会を設ける。

第2条 国際委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 国際交流事業に関する事項
- (2) 国際学会蓄積金（特別会計Ⅱ）の活用に関する事項
- (3) 国際交流協定に関する事項
- (4) 国際農業経済学会・アジア農業経済学会に関する事項
- (5) その他、国際委員会の業務に関する事項

第3条 国際委員会は若干名の理事と前期国際委員会委員長及び前期国際委員会事務局担当で構成する。なお、特に必要があると認められる場合は理事以外の会員から委員を選出することができる。常務理事会の議を経て会長が承認する。

第4条 国際委員会委員長は国際担当副会長が務める。同委員長を補佐する事務局担当は国際担当常務理事が務める。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。国際委員会委員長及び事務局担当は任期終了後1年任期の委員として残る。

第6条 国際委員会は小委員会を組織することができる。

第7条 本規程の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2004年3月30日から施行する。

附則

この規程は2016年3月29日から施行する。

附則

この規程は2017年3月28日から施行する。